平成２２年（フ）第３４５号
札幌市豊平区豊平１条６丁目３番５号　太陽マンション３
債務者　豊田　一雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６号
札幌市豊平区豊平１条６丁目３番５号　太陽マンション３
債務者　豊田　緑
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３号
札幌市南区澄川１条２丁目７番８号　プライムハウス澄川202号
債務者　馬場　祐三
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７号
札幌市西区西野９条５丁目１番６号　マンション正富102号
債務者　嶋田　崇
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２号
札幌市白石区北郷９条３丁目５番15―412号
債務者　津田美也子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５号
札幌市西区発寒12条４丁目５番13号　ハイムユウ101号
債務者　中舘知代実
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７号
札幌市中央区南８条西12丁目２番３号
債務者　菅野　正仁
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０号
札幌市東区伏古１条３丁目５番１号
債務者　石山久美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４５号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番３―506号
債務者　中山美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５８号
札幌市白石区栄通14丁目２番45―406号
債務者　江口　幸彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６６号
札幌市西区発寒６条13丁目１番１―102号
債務者　奥田　優
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８７号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目11番20号　モダンコーポ田畑１Ｆ―10号
債務者　小林　重信
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９８号
札幌市中央区南17条西８丁目１番23号　藤ハイツ２階Ｃ２号
債務者　須田　勝
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５００号
札幌市中央区南９条西10丁目１番35―302号
債務者　高田　雅子（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０４号
札幌市北区北28条西10丁目２番18号
債務者　佐藤恵美子（旧姓金湖）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０８号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番３―405号
債務者　角谷　厳匡
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１１号
札幌市白石区本通15丁目南６番５号　白南ハイツ２番館207号
債務者　松永　清香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１４号
札幌市西区琴似４条５丁目１番３―104号
債務者　森　夏実
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部